

# 豊川市

## 男女共同参画の視点からの 公的広報表現のガイドライン

～基本的な考え方＆問題事例・改善案～



©いなりん・

豊川市

# 目次

■はじめに	3
■ガイドラインの基本的な考え方	5
こんな表現はありませんか？	6
男女共同参画の3つの視点	7
セクシュアリティの基礎知識	8
■場面ごとの表現例	
家庭編	10
職場編	12
地域編	14
子ども編	16
ポスター編	18
ことば編	20
■チェック項目	22
■おわりに	24

## は じ め に

豊川市では、平成21年3月に「豊川市男女共同参画推進条例」を、平成23年3月に「豊川市男女共同参画基本計画」を策定し、女性も男性もともに個性と能力を発揮できる“自立と支え合いの男女共同参画社会”の実現を目指して、さまざまな事業を推進しています。

この推進にあたり、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担等を始めとする社会における制度や慣行が、自身の能力を十分に発揮した活躍を阻んでいる現状があります。これらは私たちが無意識に行う言動や考えに根強く残っており、男女共同参画社会の形成を積極的に進める立場にある行政としては、あらゆる機会・媒体等を活用して、男女共同参画の視点に配慮したメッセージを発信する必要があります。

この「表現のガイドライン」は、本市が市民向けにパンフレットやポスター等を作成したり、配布したりする際にふさわしい表現を用いることができるよう、平成13年度に作成しました。その後、社会情勢等の変化に合わせ改訂するものです。

行政から市民へ多様な情報が発信される現在、行政が広報によって与える影響力はますます大きくなっています。

ぜひ、このガイドラインを参考にしていただき、男女共同参画のまちづくりに向けて、偏りのないメッセージを発信してくださいますようお願いいいたします。

また、男女共同参画の視点のみならず、その表現によって、不快な思いをする人がいないかを考えるなど、多方面から検証してみることも必要です。

令和6年9月

※なお、このガイドラインは、画像やイラストを使用しないこと、また表現の言い換えを強要するものではありません。

**ガイドラインの対象：豊川市の公的広報における、すべての情報。**

※このガイドラインの改訂にあたって、すでに作成されている国や自治体のガイドライン等を参考にしています。

## ■ 累積効果について

一つの表現だけでは何が問題なのか判断しにくい場合でも、同じ表現が繰り返されることにより、問題点が浮かび上がることがあります。

例えば、イラストにエプロン姿の女性が多く使われます。その1枚だけでは問題点が見えにくいですが、繰り返し大量に発信されることにより、家事を主として担うのは女性であるという固定的な性別役割分担意識が刷り込まれていきます。

## ■ 男女共同参画のイメージを積極的に表現しよう

少子高齢化社会を迎え、これまでのような性別役割や男女の家庭責任のあり方にについても問い合わせられています。

男女共に職業における責任と家庭における責任の両立を図り、個人として生活面をはじめ、経済的・精神的な自立を目指していくことが求められています。

そのため、これまで主として女性が担ってきた家事や育児、介護等についても男女で共に担っていくことが必要です。また、社会のあらゆる場面に女性が参画していく重要性を、社会的にも定着させていかなければなりません。

行政広報における男女共同参画を意識した表現は、その意識形成のために大きな役割を果たします。

安易に現状を追認する表現ではなく、男女共同参画社会（5ページ参照）を目指した表現を心がけましょう。

### ・・・男女共同参画のキーワード・・・

#### アンコンシャス・バイアス

「無意識の偏ったモノの見方」のこと。ほかにも、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」等と表現されることもあります。これは誰にでもあるもので、あること自体が問題というわけではありません。しかし、気づかないうちに相手を傷つけたり、自分自身の可能性を狭めたりする等の影響があるため、注意が必要です。

(例) “親が単身赴任中です”と聞くと、まずは「父親」を思い浮かべる  
⇒単身赴任で働くのは「母親」ではない という思い込み

# ガイドラインの基本的な考え方

## ■ “自立と支え合いの男女共同参画社会”の形成を目指します。

「豊川市男女共同参画推進条例」に定める基本理念に基づき、市と市民や教育に携わる者、市民活動団体、事業者が、あらゆる分野で男女共同参画の意識や視点を持ち、一人ひとりが自身の能力を活かしながら、自らの意思と責任のもとに自立し、男女が対等な社会の構成員として互いに認め合い、支え合う、心豊かな社会を目指します。

## ■ 「豊川市男女共同参画推進条例基本理念」(条例第3条)に基づき、適切な表現を行います。

### 第3条

- (1) 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として人権が尊重され、自らの意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会が均等に確保されること。
- (2) ジェンダーによる固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が、社会のあらゆる分野の活動における男女の自由な選択を制限することのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の一員として、社会のあらゆる分野における方針の決定、計画の立案等に対等に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が家庭においてそれぞれの個性を尊重し、家族の一員としての役割を果たすとともに、互いの協力と社会的支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動の両立ができるよう配慮されること。
- (5) 男女が互いの性の理解を深めるとともに、リプロダクティブ・ヘルスとリプロダクティブ・ライツが尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際的な理解と協調の下に行われるこ。

## ■ こんな表現はありませんか？

### 1 必要以上に女性と男性を区別していませんか？

- ア 女性を「受動的、優しい、弱い、消極的」存在として表現し、男性を「能動的、厳しい、強い、積極的」存在として表現する。  
また、女性・男性の役割や性格、能力などを、伝統的な「女らしさ、男らしさ」にとらわれた固定的なイメージで表現する。
- イ 「長髪の女の子と人形」「野球帽子の男の子とボール」のセットや、女性の服は赤系でスカート、男性の服は青系でズボンなど固定概念にとらわれた「女らしさ、男らしさ」で男女を描き分ける。

### 2 「女の役割、男の役割」と決めつけていませんか？

- ア 「男は仕事、女は家庭」など働く人は男性ばかり、家事や育児、介護を行う人は女性ばかりと、男女を固定化された性別役割分担のイメージで表現する。
- イ 親子を描くとき、親は必ずといっていいほど母親である。両親と子どもという組み合わせはあっても、父親と子どもという組み合わせはめったにない。

### 3 男女に上下関係や優劣をつけていませんか？

- ア 女性と男性を並べて表現するときに男性を前・中心・大きく表現し、女性を後・付属するもの・小さく表現する。
- イ 講座や相談などの場面で、いつも教える人は男性、教わる人は女性と表現する。  
イラストに一人の人物が登場する場合、たいてい男性で表現する。複数の場合でも男性が多く、女性が〇（ゼロ）の場合が多い。

# 男女共同参画の3つの視点

## ①「女らしさ、男らしさ」にとらわれないようにしましょう

ア 女性や男性を固定的なイメージで必要以上に区別することは、個人の個性や能力の芽を摘むことにつながりかねません。さまざまな場面における多様な人の姿を表現しましょう。

イ 性別や年齢による固定的なイメージを「一般的」だからと使うことが「常識」をつくり、個性を発揮しにくくしています。個性ある人として表現しましょう。

## ②固定的性別役割分担にとらわれないようにしましょう

ア 少子高齢化や産業構造の変化により、男女の役割や生き方も変わってきています。男女がともに協力し合い家庭を築いていること、地域活動や環境問題に関わっている姿を表現しましょう。

イ 家族構成には、さまざまな形態があります。いつも同じ構成ではなく、伝えたい内容や場面により登場する人物を変えてみましょう。

## ③男女間の力関係にとらわれないようにしましょう

ア 女性と男性に上下関係や優劣はありません。お互いが対等なパートナーであるという姿を表現しましょう。

イ 実際には、性別に関係なく男女ともに活躍しています。女性と男性が社会のあらゆる分野に共同で参画し、共に社会をつくる姿を表現しましょう。

## ■セクシュアリティの基礎知識（愛知県 SOGI ガイドブックより）

ジェンダーの表現を考える際には、すべての人々が SOGI（ソジ・ソギ）を持っていることを正しく理解し、さまざまな性のあり方を含んだ表現にしましょう。

### SOGI（ソジ・ソギ）

すべての人が持ち合っている、「性的指向（Sexual Orientation）」と「性自認（Gender Identity）」のこと。

### 性の構成要素

#### 性自認

自分自身の性別をどのように認識しているか。  
出生時に割り当てられた性と同じ性自認を持つ人もいれば異なる性自認を持つ人もいます。

#### 性的指向

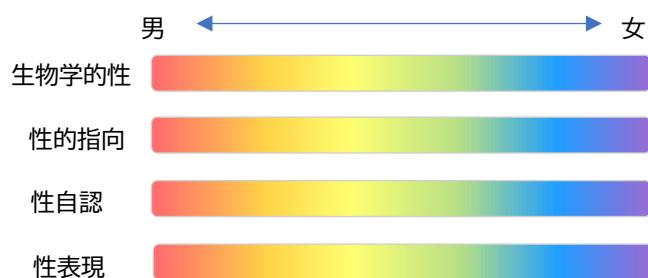
どのような性別の人を恋愛・性愛の対象とするのか。  
異性に惹かれる人もいれば同性や両性に惹かれる人や他者に惹かれない人もいます。

#### 生物学的性

身体的構造の性を指します。  
多くの場合、生まれもった外性器・内性器により判断されます。典型的な男性・女性の身体を持つ人もいれば持たない人もいます。

#### 性表現

服装、しぐさ、言葉づかいなどをどのように表現するのか。  
性自認・生物学的性と同じ性表現を持つ人もいれば異なる人もいます。



性の在り方はグラデーションになっています。誰もがグラデーションのどこかに当てはまっていて、それぞれの SOGI を持っています。

『LGBT』とは、セクシュアル・マイノリティを表す総称の一つです。

性的指向	性自認
<b>L</b> esbian レズビアン	<b>G</b> ay ゲイ
性自認が女性で恋愛・性愛の対象が女性の人	性自認が男性で恋愛・性愛の対象が男性の人
恋愛・性愛の対象が男性と女性の両方の人	出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人

LGBTとは上記それぞれの頭文字をまとめたもので、セクシュアル・マイノリティの総称のひとつを表します。

日本の人口の約5~8%(600-900万人)が、LGBT等のセクシュアル・マイノリティとされています。

最近ではQuestioning(クエスチョンング)とQueer(クィア)の頭文字「Q」を加えた「LGBTQ」という言葉を使うようになってきました。性的指向・性自認が定まっていない人や、あえて定めていない人を指します。

他にも様々なセクシュアリティのかたちがあります。



「愛知県 SOGI ガイドブック（令和4年1月）」

(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/404898.pdf>)

# 場面ごとの表現例

## 家庭編

### ■ こんな表現はありませんか？

- 1 家事や育児、介護を行い、家族の健康や家庭を守る人は女性で、仕事に出かけ、働いている人は男性。
- 2 標準的な家族像は、勤め人の夫と専業主婦の女性、子ども2人。家族の中心は父親で、妻と子どもは父親を頼り、周りに寄り添う。
- 3 親子を表現する場合、ほとんど母親と子どもの姿。

たとえば…

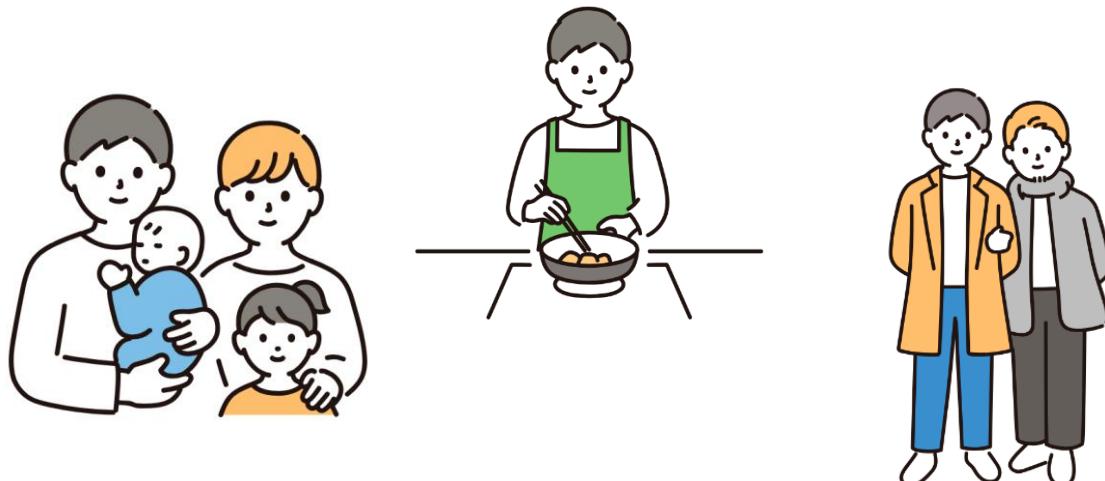


### ポイント！

女性と男性が家庭の中での仕事を分担している姿を描き、  
家族みんなで協力して家庭生活を築いている様子を表現しましょう。

## ■ このように考えてみましょう！

- ① 働いている女性や買い物や掃除、介護をする男性など、家族が協力して家事を行っている姿を表現しましょう。  
性別や年齢による固定化した役割分担のイメージで表現するのではなく、多様な姿を表現しましょう。
- ② 構図をみると、父親はいつも一番後ろ、子どもといえば兄と妹の組み合わせが多いなど、パターン化していませんか。女性と男性に優劣や上下関係はありません。女性と男性が対等なパートナーとして家庭の役割を分担している姿を表現しましょう。
- ③ 子どもは母親がみるものという固定観念がありませんか。積極的に子どもと共に過ごし、子育てを大切に考える父親は大勢います。母と子だけでなく、父と子の関わりも描きましょう。



・・・男女共同参画のキーワード・・・

### さまざまな家族のかたち

父親と母親と子どもで構成される家族だけではなく、パートナーと暮らす家庭、ひとり親家庭、同性カップルなど、さまざまな家族の形があります。

ポスター やチラシ等で複数の家族を描くときには、いろいろな家族の姿を登場させるなどの配慮をしましょう。

## 職場編

### ■ こんな表現はありませんか？

- 1 女性だけに対して「仕事と家庭が両立できるか」とか、結婚や出産を機に、女性が仕事をやめることは当然だという表現。
- 2 職場で、指導者や上司、会議のメンバーは男性、補助的な仕事やお茶くみ、受付案内は女性。  
女性が意見を述べる機会や、登場する場面を与えない。
- 3 医者や弁護士は男性で介護士や看護師は女性など、性別により職業を固定した表現。

たとえば…



#### ポイント！

男女が共に多様な職種・職域・就労形態で働く姿や、職場における対等な地位や性別にとらわれない役割分担を表現しましょう。

## ■ このように考えてみましょう！

- ① 男女雇用機会均等法の施行など制度上の男女平等も進み、働く女性の増加など、女性の社会進出が顕著になってきています。  
働く場面では、女性も男性も同じように登場させましょう。
- ② 職場において女性と男性が対等にふるまっていることや、職場での役割が性別により固定的に決められていないこと、女性も管理職など責任ある地位についていることを表現しましょう。  
また、性別によって地位や力関係が生じないように注意しましょう。
- ③ 現実には男性のイメージだった医者や弁護士、建築士など、さまざまな職種や職域に女性が進出しています。本来、職業は性別によって分けられるのではなく、それぞれの能力や個性に合わせて選択していくべきものです。  
さまざまな職種や職場で活躍する女性を、積極的に表現しましょう。



## 地域編

### ■ こんな表現はありませんか？

- 1 ボランティアや地域活動を行うのは女性。  
「女性といえば中年の女性」など、いつも同じような年齢や性別の表現ばかり。
- 2 会合などの場面では、会長などの重要な役職は男性で、受付などの補助的な役割は女性。
- 3 学校参観や保護者会に出席するのは、女性がとても多い。  
PTAに出席するのはほとんど女性なのに、なぜか会長は男性。

たとえば…



#### ポイント！

地域で活躍している人の性が偏らないよう、男女の人数や大きさに配慮し、行動を分けたり差をつけたりしないようにしましょう。

## ■ このように考えてみましょう！

- ① 地域の清掃活動や環境問題などに男女が共に積極的に参画している様子を描くことにより、女性も男性もその個性や能力を活かし、あらゆる分野に共に参画していく社会の姿を表現しましょう。
- ② 地域で活躍している人の性が偏らないように注意するとともに、行動にも性別により区別や差をつけることのないようにしましょう。
- ③ P T A会長などの役職は、性別に関係ありません。男女が共に地域活動に関わる姿を、積極的に表現していきましょう。



## 子ども編

### ■ こんな表現はありませんか？

- 1 女の子は赤系、男の子は青系など、服装や持ち物の色を性別で固定化した表現。  
人形遊びは女の子、野球は男の子など、遊びやスポーツの種目を性別で固定化した表現。
- 2 男の子は高学歴が望ましく、女の子にはそんな必要がないかのような表現。
- 3 クラスの名簿や順番で、男の子が先、女の子が後になるような表現。

たとえば…



#### ポイント！

「らしさ」にとらわれることなく、一人ひとりの個性や能力を大切  
にするとともに、家族で協力して子育てする姿を表現しましょう。

## ■ このように考えてみましょう！

- ① 女の子・男の子についてこうあるべきだという固定概念に裏づけられた画一的な表現ではなく、個人の特性や能力を基本として考えていくことが、個人の価値観、生き方の多様性を認めることにつながります。  
遊びや行動には、多様な個性を表現しましょう。

- ② 女の子・男の子ということで、はじめから決まっている能力などの優劣や上下関係はありません。

「女らしい＝優しい、弱い」「男らしい＝たくましい、強い」というイメージは思い込みです。たくましい女の子もいれば、優しい男の子もいます。  
「らしさ」にとらわれることなく、個性を尊重した表現をしましょう。

- ③ 「男が先・女が後」という表現が繰り返されることにより、知らず知らずのうちにそうした意識が刷り込まれていきます。

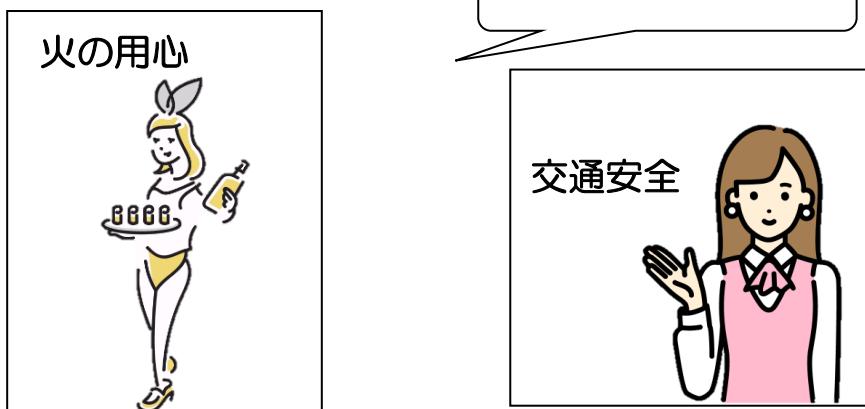


## ポスター編

### ■ こんな表現はありませんか？

- 1 人の目をひくため、水着姿の女性や口・胸元・足など女性の体の一部だけを強調した表現。
- 2 「〇〇週間」「〇〇の日」など、本当に伝えたい内容であるはずの〇〇とは無関係に微笑む女性が登場し、女性の外見のみを重視し、強調した表現。
- 3 若さや性的魅力が女性の価値であるかのような表現。

たとえば…



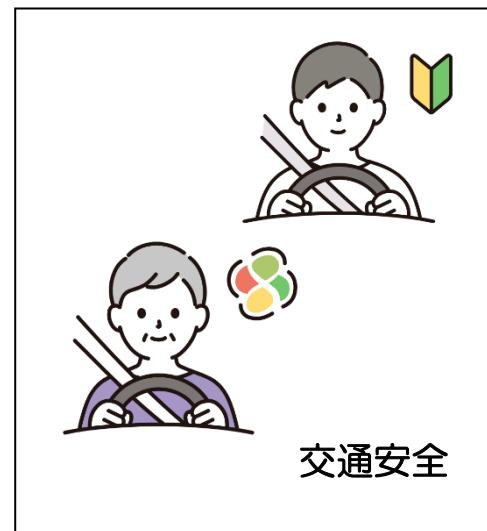
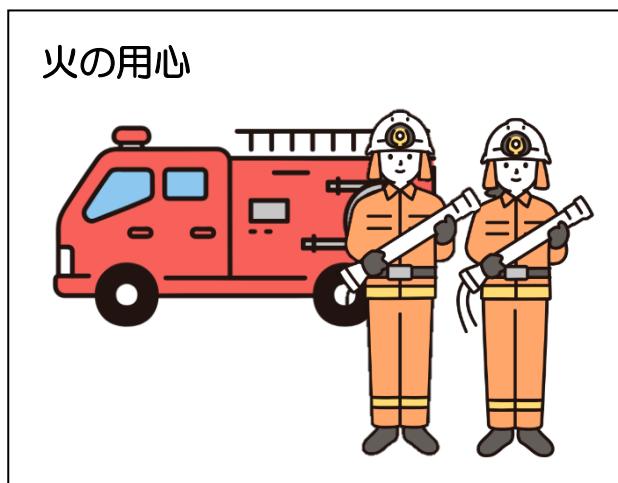
#### ポイント！

本当に伝えたい内容以外に隠れたメッセージが伝わらないよう、安易に女性を用いたり、必要以上に性を強調したりする表現を避けましょう。

## ■ このように考えてみましょう！

- ① 女性の身体の一部を強調するデザインや不自然な服装は、女性を飾り物として扱っていると思われる可能性があります。女性を一人の人格を持つ人として表現しましょう。
- ② 伝えたい内容と無関係な女性を登場させることは、女性を外見で評価し「見られる性」として商品のように扱う「性の商品化現象」につながるおそれがあります。伝えたい内容に合う表現をしましょう。

本当に伝えたい内容に合った表現をしよう！



## ことば編

### ■ こんな表現はありませんか？

「かよわい女性・たくましい男性」「女性は感情的・男性は理論的」「女らしい優しさ・男らしい決断」「女だてらに」「女らしいきめ細かさ」「女の感性」「男の子は泣くものではない」「男らしく豪快に」「雄々しい」「女々しい」など、同じ言動でも、女性なら「気が強い」、男性なら「積極的」など性別によって異なる評価・基準を用いた表現。

#### ポイント！

「必要以上に性別を強調する表現」や「対語のない表現」は避け、順序や敬称に配慮するなど、女性と男性を対等に表現しましょう。

### ■ このように考えてみましょう！

一人の個性を持った人間を表現するとき、「女性（男性）だから〇〇だろう」と性別のみで区別することは、不必要的性差を強調する表現につながりかねず、性表現の中に大切な一人ひとりの個性が隠れてしまいます。

ジェンダーは私たちの社会がつくりだすものであり、国や文化、時代により異なるものです。

性別によってものごとを区別したり、伝えたい内容とは関係のない修飾語である「女（男）らしい〇〇」といった言葉をつかったりすることは、避けるようにしましょう。

ふさわしくないことは	言い換えの例
<p>● <b>家庭編</b></p> <p>1 主人・だんな／奥さん・女房 2 未亡人</p>	<p>① 夫／妻 ② 夫を亡くした女性</p>
<p>● <b>職場編</b></p> <p>1 キャリアウーマン・OL 2 美人〇〇、女流（女性）〇〇 3 保母・保父 ／ 看護婦・看護士 4 スチュワーデス 5 キーマン</p>	<p>① 会社員 ② 不必要な修飾語は使用せずに、単に〇〇と表現しましょう。 ③ 保育士 ／ 看護師 ④ 客室乗務員 ⑤ キーパーソン</p>
<p>● <b>地域編</b></p> <p>1 〇〇氏／〇〇さんの奥さん（お母さん） 2 婦人 3 女（男）らしく 4 全体で〇人、うち女性△人</p>	<p>① 名字や名前で呼びましょう。 ② 女性 ③ 自分（私）らしく ④ 統計処理に使用する場合などを除き、女性であることを必要以上に強調する表現は避けましょう。</p>
<p>● <b>子ども編</b></p> <p>1 女の子は〇〇ちゃん・名前／男の子は〇〇くん・名字 2 父兄 3 男が前、女が後の名簿や受付簿</p>	<p>① 「（名前）さん」など、統一した呼び方をしましょう。 ② 保護者 ③ 男女混合のアイウエオ順や生まれ順など統一した基準を設けましょう。</p>

# チェック項目

あなたが作成し、配布しようとしている行政刊行物に次のような表現はありませんか？該当する表現がある番号の□欄にレ印を入れ、それについて23ページの当該番号の説明を読んでみましょう。

- 1 「テニスは女性、武道は男性」「女子は人形遊び、男子はボール遊び」など、スポーツ種目や子どもの遊びを性別により区別して表現していませんか？
- 2 女性は赤系、男性は青系などの服装になっていますか？
- 3 家族の姿が「祖父母・父母・子2人（男女）」という決まったパターンばかりになっていますか？
- 4 「男性はネクタイ姿、女性はエプロン姿」など、家事・育児・介護をするのは女性、仕事をするのは男性というイメージを伴う表現をしていませんか？
- 5 「保育士は女性、建設業は男性」など、ある職業に従事する人の性が偏っていますか？
- 6 「上司は男性、部下は女性」「指導者や相談員は男性、指導されたり相談したりするのは女性」という表現ばかりになっていますか？
- 7 子どもを描くとき、いつも母親とセットになっていますか？
- 8 「女性を後・下・小さく、男性を先・上・大きく」「男性を中心・女性や子どもを周り」など、男性が優位に見える表現をしていませんか？
- 9 描かれる男女の数は均等ですか？
- 10 若い女性の微笑みや水着姿など、本当に伝えたい内容に関係なく、必要以上に女性の体の全部又は一部を強調した表現をしていませんか？
- 11 「女性は名前、男性は名字」「女の子は○○ちゃん、男の子は○○くん」など、男女で呼び方を変えていませんか？
- 12 「女医」「女流○○」など、職業に女性冠詞をつけていませんか？

情報を市民に正しく発信することは行政広報の大切な役割です。  
いま私たちは、性別による固定概念にとらわれることのない、一人ひとりの個性を尊重した偏りのない表現を求められています。

- ① 「これは女の子の遊び・あれは男の子のスポーツ」と、性別により遊びやスポーツなどを区別しがちですが、みんなが一緒に遊び、スポーツする姿を表現しましょう。
- ② 色の好みは一人ひとりのし好によるものであり、性別によって決めつけられるものではありません。「女は赤・男は青」など固定概念にとらわれないようにしましょう。
- ③ ライフスタイルの変化に伴い、従来の3世代家族は少数派となってきています。単身世帯や核家族など新しい家族像を表現しましょう。
- ④ 少子高齢化社会を迎え、男性も家事・育児・介護をし、女性も職業を持つようになってきています。時代の変化に対応した表現をしましょう。
- ⑤ 現実には、現場監督をする女性や介護をする男性がいます。女性の仕事・男性の仕事と決めつけるのではなく、偏りのない職業像を表現しましょう。
- ⑥ 女性の上司や相談員も大勢います。現実に合った表現を心がけましょう。
- ⑦ 子どもは母親だけが育てるものではありません。母親と父親、地域の人などさまざまな人が子どもと関わる姿を、積極的に表現しましょう。
- ⑧ 男女間に優劣はなく、誰もが同じ大きさや配置になるように表現しましょう。
- ⑨ 男女がさまざまな場面で活躍する姿を同じように表現しましょう。
- ⑩ 安易に女性を用いるのではなく、本当に伝えたい内容に合うイラストや言葉を使用するなど、適切な表現方法を考えましょう。
- ⑪ みんなを「〇〇さん」と呼ぶなど、敬称・呼称を統一しましょう。
- ⑫ 「男流〇〇」とは言いません。対語のない言葉は使用しないようにしましょう。

## おわりに

「望ましい表現とは何か」「何が性差別的な表現か」を決めるることは、難しいことです。このガイドラインの中で、いくつかの表現を問題事例として取り上げ、それについての考え方、改善案を示してきました。

男女共同参画の3つの視点(7ページ参照)からバランスのとれた表現になるよう、これまでの固定概念にとらわれることなく、それぞれの多様な生き方、家族の姿などを生き生きと描いていくことが必要です。

発行年月／平成14年3月

令和 6年9月改訂

発行／豊川市市民部人権生活安全課 人権推進係

電話：0533-89-2149（内線 1398） FAX：0533-89-2125

E-mail：jinken@city.toyokawa.lg.jp